

生活福祉資金特例貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入の減少があり一時的に生活資金にお困りの人に向けた緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を実施します。

《特例貸付における総合支援資金の再貸付について》

昨今の経済状況を踏まえ、令和2年3月25日以降に緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯へ「再貸付」を行うことが、次のとおり決まりました。

1. 対象世帯

- 特例貸付開始（令和2年3月25日）から令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金（延長含む）の貸付が終了（送金完了）した世帯
- 再貸付の申請前に、自立相談支援機関による自立相談支援を受けている世帯

2. 貸付上限額等

- 最大3か月（更なる延長貸付はありません）
- 1月あたりの貸付額：単身（月15万円以内）又は二人以上（月20万円以内）

3. 申請開始時期及び受付期間

- 受付期間：令和3年2月19日（金）～令和3年12月末まで

4. その他

- 本制度は返済が必要である貸付であり、給付ではありませんのでご注意ください。
- 虚偽等による申請で借入された場合、貸付金の全額返還を求める場合があります。

《特例貸付による据置期間の延長について》

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、令和4年12月末以前に償還（返済）が開始となる貸付について、令和4年12月末までに据置期間を延長することとされました。

- 該当する人は、令和5年1月以降、償還が始まることとなります。
- すでに償還が始まっている人は対象となりませんのでご注意ください。
- 据置期間延長の対象となる人へは、おってお知らせを送付する予定です。